

北陸大学紀要発行規程（一部抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、北陸大学における研究成果を発表し、学術の発展に寄与するため「北陸大学紀要」（以下「紀要」という。）を発行することについて必要な事項を定める。

（発行の時期）

第2条 紀要は毎年度2回、原則として9月及び3月を発行予定とする。

（投稿者の資格）

第4条 投稿者は次に掲げる者とする。

- （1）本学専任教職員
- （2）本学非常勤講師
- （3）本学大学院生
- （4）本学教職員として在籍したことがある者
- （5）その他、委員会が認めた者

2 第1項第3号から第5号までに該当する者の投稿については、本学教員が責任著者となり、その旨を注記すること。

3 第1項第4号に該当する者の投稿については、本学在職時に行われた本学教員との共同研究に限る。なお、その場合は本学教員が責任著者となり、その旨を注記すること。また、在職時の所属名を記載すること。

（論文の種類）

第5条 論文の種類は、次のとおりとする。

- （1）総説
- （2）原著論文（独創的な研究によって得られた未発表論文とする。）
- （3）研究ノート
- （4）調査研究
- （5）学術図書出版助成を受けた著書の書評
- （6）外国学会発表助成を受けて海外の学会で発表を行った外国学会発表報告
- （7）自著を振り返る
- （8）その他

（論文の形態と文字数）

第6条 論文の形態と文字数は、次のとおりとする。

1. 形態

- （1）本文の言語は、日本語、欧米語及び中国語とする。
- （2）英文以外の論文については、英文題目を付するものとする。
- （3）原則として、本文の前に、200ワード以内の英文アブストラクトを付するものとする。ただし、日本語（500字以内）で記述しても、英語と日本語のアブストラクトを併記してもよい。

2. 文字数

(1) 日本語及び中国語の場合は、1編の本文（図表・写真及び註記を含む）は、24000字以内を原則とする。

(2) 欧文論文の場合は、8000ワード（48000字）以内を原則とする。

（投稿申し込み及び投稿論文）

第7条 投稿者は、所定の用紙により委員会が指定する期日までに申し込むものとする。

2 投稿論文は電子データで提出することとする。

（論文の受付）

第8条 論文の受付期間は、委員会が決定した期間とする。

2 紀要掲載の可否は、委員会が決定する。

3 委員会は、論文について修正を求めることができる。

4 論文は、投稿後、委員会の承諾なしに加筆・修正を行ってはならない。

（査読）

第9条 査読に関する申し合わせについては別に定める。

（著者最終校正）

第10条 最終校正は、著者が行い、1回限りとする。

（紀要の公開）

第11条 紀要に掲載された論文は本学ホームページ及び北陸大学機関リポジトリにて公開を行う。

（著作権）

第12条 紀要に掲載された論文の著作権は、原則として著者本人に帰属する。

2 委員会は、紀要掲載原稿の第一次刊行権を有し、版下は委員会に帰属する。

3 著者は、紀要に掲載された論文の全部又は一部を複製、転載の形で利用することができる。ただし、その場合にはあらかじめ文書によって委員会の了承を経て、紀要掲載論文である旨を明記しなければならない。

4 紀要に掲載された論文は、本学ホームページ及び北陸大学機関リポジトリに掲載するため、当該論文等に第三者の著作物（図版・図表等）が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

（別刷）

第13条 投稿者が別刷を希望する場合には20部までは無償とする。

（紀要発行後の正誤・訂正）

第14条 紀要発行後、著者が正誤・訂正を行いたいときは、著者が委員会に申し出なければならない。

2 原則として、紀要に掲載された論文は本学ホームページ及び北陸大学機関リポジトリに正誤表として掲載するものとする。